

千葉地方裁判所委員会（第2回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成16年5月27日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 8人）

池永静枝（千葉市），久保形法子（調停委員），高田廣（千葉銀行），高野真光（日本放送協会），石渡哲彦（千葉県），長澤幹男（司法書士），三善勝代（和洋女子大学），村山眞維（千葉大学）

（2号委員 2人）

大島有紀子（弁護士），酒井正利（弁護士）

（4号委員 2人）

阿部文洋（千葉地裁所長），井上稔（千葉地裁民事部総括判事）

【運営委員会構成員】

金谷暁（千葉地裁刑事部総括判事），宮尾成明（千葉地裁民事首席書記官），山田聡（千葉地裁刑事首席書記官），中井憲一（千葉地裁事務局長），渡辺雅伸（千葉地裁総務課長），中里裕史（千葉地裁総務課課長補佐）

【庶務担当者】

井上弘（千葉地裁総務課庶務係長），小川良男（千葉地裁総務課警備係長）

4 議 事

(1) 開会あいさつ

(2) 新委員等の紹介

ア 新委員自己紹介

イ 新運営委員会構成員及び庶務担当者紹介

(3) 報告事項【報告要旨は，別紙1のとおり】

ア 第1回議事概要の公開について

イ 法廷傍聴等の実施について

ウ 平成16年度憲法週間広報行事の開催について

(4) 意見交換【発言内容は，別紙2のとおり】

テーマ「より利用しやすく，親しみやすい裁判所とするための方策について」

ア 広報活動の充実について

(ア) 模擬裁判等の充実について

- (イ) ホームページの充実・改善について
- (ウ) ビデオテープの貸出しについて
- (エ) その他の方策について
 - a 一般広報の方法について
 - b 裁判所へのアクセスについて
- イ 民事事件受付窓口の改善について
- ウ 裁判所からの説明事項
 - 裁判員制度の概要について（裁判員法案等の概要を説明）
- (5) その他（要望事項等）
 - 【特になし】
- (6) 千葉地方裁判所委員会（第3回）の開催について
 - ア 意見交換テーマについて
 - 【了承事項】
 - 第3回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度について」とする。
 - イ 開催期日
 - 【了承事項】
 - 第3回の当委員会の開催日を平成16年11月15日（月）午後1時15分から午後4時までとする。
- (7) 閉会あいさつ

5 配布資料

- (1) 進行次第・席図
- (2) 名簿
 - ア 千葉地方裁判所委員会委員名簿
 - イ 千葉地方裁判所委員会運営委員会構成員及び庶務担当者名簿
- (3) 意見交換テーマに関するアンケート結果
- (4) 意見交換テーマについて
 - ア 裁判所のホームページについて（議事概要公開画面）
 - イ 新聞記事（平成16年度憲法週間広報行事）
 - ウ 民事訟廷事務室受付窓口配置図（5階）
 - エ 「広報委員会」の設置について
 - オ 裁判員制度の概要・裁判員の参加する裁判の手続の概要
 - カ 外国人事件統計資料
 - キ 平成16年6月広報テーマ「What's 法廷通訳」
 - ク 司法の窓（第64号）
 - ケ 裁判所案内図（千葉地方裁判所）
 - コ 広報用ビデオ貸出の御案内（ホームページ掲載画面）

以上

(別紙 1)

(3) 報 告 事 項

(: 委員長)

ア 第 1 回議事概要の公開について

当委員会の第 1 回議事概要については、第 1 回委員会において了承されたとおり、3 月 1 0 日 (水)、下級裁ホームページに掲載するとともに、千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社 (千葉日報、共同通信、毎日、時事通信、産経、NHK、東京、読売、朝日、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、フジテレビ、千葉テレビ) に交付する方法により公開された。

イ 法廷傍聴等の実施について

第 1 回委員会において委員から実施の要望があった千葉地方裁判所の法廷傍聴及び庁舎見学については、3 月 1 6 日 (火) (法廷傍聴に委員 6 人、庁舎見学に委員 5 人がそれぞれ参加) 及び 4 月 2 7 日 (火) (法廷傍聴及び庁舎見学に委員 1 人が参加) にそれぞれ実施された。

ウ 平成 1 6 年度憲法週間広報行事の開催について

平成 1 6 年度の憲法週間広報行事の一環として、5 月 1 7 日 (月)、千葉地方裁判所において、「平成 1 6 年度憲法週間広報行事」中学生模擬裁判「君が主役! ~」が開催され、千葉市内の中学生 7 6 人が参加した。当日は、委員 4 人が見学し、また、当日の様子は、新聞報道及びテレビ報道がされた。

以 上

(別紙 2)

(4) 意見交換

テーマ「より利用しやすく、親しみやすい裁判所とするための方策について」

(:委員長, :委員, :運営委員等)

ア 広報活動の充実について

(裁判所における広報の概要, 千葉地方裁判所における最近の広報活動の概況及び「広報委員会」の設置趣旨等(設置時期:平成16年4月 目的:裁判所に対する国民の正しい理解を得るとともに, より利用しやすく親しみやすい裁判所とするため, 各種広報の企画・立案をし, 積極的な広報活動を推進する。組織:全体会, 判例選定委員会, 広報行事委員会, ホームページ委員会 構成委員:所長, 裁判官, 書記官, 事務官)についての説明)

行政の相談窓口の担当者等も, 各種裁判手続の説明をせざるを得ない場合があるが, その基本的な部分を理解しているとはいえないのが実情のようである。裁判所は, 各種裁判手続の基本的な部分を積極的に広報する必要があるのではないか。この場合の広報は, 裁判所と行政側とが, いわゆる縦割りではなく, 横割りで取り組む必要があると考えている。

(ア) 模擬裁判等の充実について

自分自身, 法廷傍聴に参加したり, 裁判所の広報行事を見学することによって, 司法に対する意識が向上した。要は, 一般国民の司法に対する意識・認識をいかにして高めるかが重要であると考えられ, その方策として, 模擬裁判は大変分かりやすい。例えば, 以前千葉地裁において実施されたような民事再生等に関する模擬手続が行われれば, 経済の活性化にも役立つのであろうし, 今後も, 刑事事件に限らず, 幅広い分野の模擬裁判が実施されればよいのではないか。今後は, 実施した模擬裁判の映像をホームページで公開するような工夫をすれば, 時間的な制約から参加できない人も見るのが可能となるであろうし, また, 実施する裁判所の負担を考慮しても, 何度も同じことを繰り返す必要がなくなるという点で有効ではないかと考えている。いずれにしても, より多くの人に司法に対する動機付け・意識付けを行うことが, 裁判員制度の円滑な導入にもつながるのではないかと考えられる。

千葉地裁では, 「広報委員会」において実施に向けた検討が行われているということであるが, 学生は, カリキュラム等の関係から, 日中学外に出ることが困難であるので, 裁判所が学校に出向く形で模擬裁判等を実施すれば, 学生の参加の機会が広がるのではないかと考えている。

裁判所の広報には, 裁判の仕組等を学生等に理解してもらう一般向けのものとして, 現に裁判手続を必要としている人に向けた具体的なものがある。当面裁判所が行わなければならないのはどちらかという問題があるにしても, いずれにしても, 裁判

所としては、一般国民が今何を知りたいのかを的確に把握し、場合によっては、弁護士会等とも協力して、可能な限り広報に取り組んでいかなければならないと考えている。

裁判所の広報活動としては、模擬裁判が大変有効であると考えている。例えば、可能であれば、裁判所が高校に出向いて、高校生が関心を持つテーマについての模擬裁判等を行えば、法教育にも役立つであろうし、将来的には、これを企業等にも順次広げていくのがよいのではないかと考える。

模擬裁判を実施する裁判所としては、本来的業務である裁判等との兼ね合いもあり、数多くの学校に出向いて模擬裁判等を実施するにはおのずと限界がある。そこで、例えば、高校の社会科の教諭に集まってもらって、場合によっては、弁護士会や検察庁の協力も得ながら、模擬裁判の指導者を育成し、各学校において模擬裁判を実施することができるような態勢を整備する方策を採ることも考えられるのではないかと考える。各学校において模擬裁判を実施する場合には、裁判所においては、例えば、アシスタントの派遣、模擬裁判のシナリオの作成、法服、六法等必要な備品の貸与といった形で協力していくことになると考えられる。

弁護士会においても、千葉市と提携の上、毎年3月に、各種の題材を取り扱った模擬裁判を実施している。昨年は実施されなかったが、模擬裁判のシナリオは、弁護士会において作成している。

幅広い教育、各種の困りごと相談といった観点からは、広報としての模擬裁判を裁判所のみで実施するのではなく、住民に一番密接した市町村、特に福祉関係、消費者関係、教育委員会等の各セクションとの連携を図って実施することとすれば、広く市民等に知れ渡るといった副次的効果が得られるのではないかと考える。

裁判所、検察庁、法務局と弁護士会の共催行事として無料法律相談が実施されているが、行政等が実施する無料法律相談も、裁判所が共催することによって、裁判所が住民により身近に感じられるようになるのではないかと考える。裁判官も含めた裁判所の内部組織として「広報委員会」が設置されたようであるが、裁判所は、行政等の外部と共催することとすれば、住民が何を知りたいのかを把握することができるようになるのではないかと考える。

子供のころから、裁判について一定の知識を得ておくことは非常に重要であると考えられるので、法教育についても、学校のみで行うのではなく、弁護士会も積極的に関与していかなければならないと考えている。

裁判所においては、例えば、支払督促、調停、労働紛争等に関するリーフレット等が備え置かれてはいるが、そもそも裁判所を利用すればどのような紛争を解決することができるのかといった各事案ごとの手続の入口部分やその流れを解説したものがあれば、より裁判所を利用しやすくなるのではないかと考えている。

千葉地裁においては、弁護士会の了解も得た上、毎週水曜日に、破産の申立てをしようとする人に対して、書記官による集団説明会を実施し、申立ての仕方や破産手続の説明を行っている。これが知れ渡っていないとすれば、広報が足りないのかもしれないので、検討する必要がある。

千葉市においても、破産の相談を行っており、千葉地裁の集団説明会も紹介して

いるが、さらに進んで、裁判所から説明資料の提供を受け、相談担当者に対する指導を行ってもらえれば、より適切で効果的な相談を行うことができるのではないかと考えている。

行政の相談担当者等に裁判所が直接指導を行う方法もあろうが、相談担当者等が集団説明会に参加する方法によっても、裁判所においてどのような説明がされているのかについて理解が得られるのではないかと考える。

弁護士会においては、市役所等において法律相談を行っているが、各自治体に裁判所の各申立書式等が備え置かれれば、相談者がその場で記載して裁判所に申し立てることができるようになるので、効率的ではないかと考えている。

模擬裁判の充実という観点からは、例えば、原告、被告、裁判官等を疑似体験することができる模擬裁判のゲームソフトが開発されれば、小中学生等にも受け入れられやすいのではないかと考えている。

模擬裁判の充実も重要であるが、実際の法廷を傍聴することも、犯罪や紛争の予防効果が得られる点で有益であると考えている。

模擬裁判等の広報行事が新聞やテレビに報道されれば、広報の影響力が大きいと考えられるので、マスコミとも連携して、効率的な報道がされるような配慮も必要であると考えている。

損害賠償事件等、民事訴訟の典型的な事例の模擬裁判はないのか。

千葉地裁においては、これまで、民事関係では、特定調停事件、破産事件及び個人再生事件の模擬手続を実施してきた。しかし、民事裁判は、刑事裁判よりも視覚的に分かりづらいという面があることから、模擬裁判としては、刑事裁判を取り上げることが多いという実情である。

弁護士についても、その役割について正確な理解を得るため、各所に出向いて説明をしていく必要があると考えている。

以上の意見を踏まえて、「広報行事委員会」においても検討の上、実現可能なものから取り入れ、今後も、模擬裁判等の充実を図っていくこととしたい。

(イ) ホームページの充実・改善について

下級裁ホームページのトップページには県内の地図が掲載されており、裁判所のホームページとしては違和感があるので、「千葉地方裁判所」のホームページのトップページであることが一見して明らかとなるような内容としてはどうか。また、内容についても、活字が羅列されており、視覚的に訴えるものがないし、最高裁のホームページ内に設けられていることもあり、あまり独自性が感じられないので、画像を取り入れるなどして画面を工夫し、千葉地裁の独自の取組等を多く掲載して、見る側に熱意を感じさせるような内容としてはどうか。

部総括裁判官等所長以外の裁判官の顔やプロフィールも掲載すれば、新鮮さもあり、裁判所も親しみやすく感じられるのではないかと。

裁判所へのアクセスとも関連するが、利用交通手段等の案内を含めた各裁判所のより詳細な略図を掲載してはどうか。

以上の意見を参考にして、「ホームページ委員会」においても検討の上、より見

やすく親しみやすい内容とするよう努めていきたい。

(ウ) ビデオテープの貸出しについて

裁判手続を理解するためには、実際の法廷を傍聴するのが良いが、裁判のビデオを作成して貸し出すこととすれば、裁判所に訪れなくても、法廷傍聴をするのとある程度同様の効果が得られるのではないかと考えている。

裁判所においては、裁判の仕組や手続についての理解を得るため、貸出し用の各種ビデオが用意されているが、これまで、学校への貸出しの実績が少なかったことから、「広報委員会」においても、積極的な利用を呼びかけるための方策を検討しているところであり、最近、下級裁ホームページにも、ビデオテープの貸出し要領を掲載し、利用を呼びかけたところである。

行政を通じて、ビデオテープの利用を呼びかけてはどうか。

学生向けのビデオテープについては、教育委員会を通じて利用を呼びかけてはどうか。

ビデオテープの利用を広く県内の学校に呼びかける方法としては、県の教育長あてに一括して依頼されれば、各市町村の窓口で協力依頼することが可能であるし、また、行政を通じる場合には、各自治体の市町会、町村会等に対して、各市区町村内への周知を依頼する方法がある。

以上の意見を参考にして、今後も、ビデオテープの利用を広く呼びかけていくこととしたい。

(エ) その他の方策について

裁判所では、各種の手続を説明したリーフレットやビデオテープなどを作成して広報に努めてはいるが、原則として、裁判所の建物内に備え置かれているため、国民にその存在自体が知られていないという実態がある。最近では、下級裁ホームページへもある程度掲載してはいるが、それは、インターネットを利用する人のみへの広報にとどまるという問題もある。また、裁判所にはどのような手続が準備されているのか、裁判所を利用すればどのような悩みや紛争を解決することができるのかというような一般的なことについても、国民にあまり知られていないという実態がある。そこで、有効な一般広報の方法を千葉地裁においても検討しているところではあるが、裁判所を利用しようとする人のために、裁判所や建物内の利用部署へのアクセスを容易にし、裁判所に気軽に足を運んでもらうための有効な方策について、意見交換を行っていただきたい。

a 一般広報の方法について

テレビのスポット広告を繰り返して流すとか、新聞の折込み広告、「県政だより」、「市政だより」等を利用してはどうか。また、憲法週間や「法の日」週間の広報行事についても、多くのテレビや新聞で報道してもらってはどうか。そのための予算を要求してはどうか。

県の広報誌への掲載については、発行時期、原稿締切り時期が合えば、紙面の都

合が許す限り掲載が可能である。

市の広報誌への掲載については、原稿締切り時期が発行の1か月半前となっており、原則として、あらかじめ市の窓口を決めておかなければならない。

裁判所では、定期的に「広報テーマ」を決めて、その掲載を各自治体に依頼しているところであるが、全自治体の広報誌には掲載されないというのが実情である。

県や市の広報誌への掲載については、シリーズ化やコーナー化をして連載するような形で依頼して、裁判所をPRしてはどうか。

憲法週間や「法の日」週間には、県の協力を得て、電光掲示板に期間と標語を掲載してもらっている。また、本日配布している「司法の窓」については、各自治体、図書館等に配布して、広報の依頼をしている。

調停協会が実施する広報行事についても、県と市の広報誌への掲載がされている。

広報行事についての広報も重要であろうが、裁判所の本来的業務に関する広報がより重要であると考ええる。

司法の理解を得るためには、公開された法廷の傍聴の機会を増やすことが重要であると考えられるので、積極的に法廷傍聴の呼びかけをしていかなければならないと考える。

インターネットを利用することができない人のためには、例えば、裁判所と行政とが連携して、いわゆる成人大学等において広報をする方法もあるのではないかと考える。

以上の意見を参考にして、予算との兼ね合いもみながら、実現可能なものから、今後取り入れていくこととしたい。

b 裁判所へのアクセスについて

松戸支部については、現在設置されている裁判所の道路案内表示に従うと遠回りとなる。

電話による総合案内を設けてはどうか。また、予算が許せば、庁舎内に総合案内を設けてはどうか。

千葉地裁においては、電話交換手が総合案内的な役割を果たしており、利用者の各部署への振分けを行っている。

一般的に、役所には看板が設置されていない。美観を損ねない範囲で、例えば、銀行のように、建物に一見して分かるような看板を設置してはどうか。

看板についての千葉地裁の現状は、本庁、木更津及び一宮を除いては、案内表示板が設置されている。また、各敷地の正門付近と庁舎の入口に裁判所のプレート表示が設置されている程度である。

裁判所に銀行のような看板が設置されている例はないようであるが、例えば、庁舎の入口等に道路案内表示がされている例はある。千葉地裁としては、裁判所の建物に近付いた際に、最低限、通り過ぎてしまうようなことのないような表示を検討する必要があると考えている。

最寄りのバス停やモノレールの駅で、例えば、「裁判所はこちらでお降りください。」といった車内アナウンスを流してもらってはどうか。また、最寄りのバス停

やモノレールの駅から，電柱等に道案内を表示するようなことは考えられないか。

裁判所の表示を充実させるためには，行政への働きかけも必要であると考えられる。

千葉の裁判所は，地裁棟，法廷棟と家裁棟とがあるが，庁舎案内について，正門付近に庁舎配置図が設置されていないので，どの建物に入るべきなのかが分からない。

正門付近に案内担当者を配置してはどうか。入口において丁寧な案内をすることによって，裁判所に対する第一印象が違ってくると考えられる。

千葉地裁においては，守衛が正門付近で総合案内的な役割を担当しているので，改めて丁寧な案内に努めるよう指導することとしたい。

守衛に声をかけづらい人もいるであろうから，「何でもお尋ねください。」といった腕章等を着用すれば，声をかけやすくなるのではないか。

以上の意見を参考にして，予算や施設基準等との兼ね合いもみながら，関係機関との調整も図った上，実現可能なものから，今後取り入れていくこととしたい。

イ 民事事件受付窓口の改善について

（千葉地裁における民事事件の受付窓口である民事訟廷事務室，受付カウンター及び閲覧・謄写カウンターの現状等についての説明）

カウンターに仕切りが設けられていないので，複数の人が相談等に訪れた場合には，話しづらいのではないか。

千葉地裁における本人訴訟の割合は，全体の事件の2割程度であり，窓口で複数の人と対応するようなことはほとんどない。また，一般的に，地裁の窓口においては，訴状その他の申立書の形式的事項に関する話が中心であり，紛争の詳細に話が及ぶようなことはなく，特に話しづらいというようなことはないと考えている。なお，複数の人が重なった場合や込み入った手続の相談をするような場合には，別室において対応するように配慮しているため，特に問題はないものと認識している。ただし，相談者と事件記録の閲覧をする当事者等とが重なることはある。

本人訴訟の割合が高く，詳細な説明が必要となる千葉簡易裁判所の民事事件の受付窓口においては，受付カウンターを仕切ってブースを設けており，相談者の顔が相互に見えないようにし，着席して相談を受けられるようにしている。

裁判所における窓口相談は，いわゆる手続相談であり，口頭による訴え提起を除けば，紛争の中身に立ち立った法律相談は行われていないと理解している。

千葉の裁判所に相談に訪れた人が，窓口において丁寧に説明を受けたことから，訴状をスムーズに作成し，訴えを提起することができたという話を聞いたことがある。

現在，千葉地裁の民事訟廷事務室の受付カウンターと閲覧・謄写カウンターの間には仕切りが設けられていないので，相談者と事件記録の閲覧をする当事者等とが重なった場合に備えて，両カウンターを仕切るなどして，相互に顔が見えないように工夫する必要があると考えている。

以上